

外国送金のお取扱いについて

いつも西日本シティ銀行をご利用いただきありがとうございます。

弊行では、外国送金取引（外国への送金、外国からの送金のお受け取り）について、外国為替及び外国貿易法のほか米国 OFAC 規制（注 1）等関係国の法令等に基づき、経済制裁措置を確実に実施するとともに、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策の観点から、お取引の内容を都度確認させていただいております。

このため、お取引の都度、資金を含むお取引の流れや海外のお受取人（外国への送金の場合）またはご依頼人（外国からの送金のお受け取りの場合）とのご関係について詳細をお尋ねするほか、お取引の内容を確認できる書類等のご提出をお願いすることがございます。

（ご提出いただいた書類等は、内容確認の記録として写しをとらせていただきます。）

また、これらの書類のご提出をもって、送金取引の実行をお約束するものではありません。書類をご提出いただいた場合であっても、弊行の判断により、外国への送金のお取引や外国からの送金の受入をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

【ご提出をお願いする書類の例】

ご送金目的・お受け取り理由	ご提出をお願いする書類の例
貨物の輸入 仲介貿易 その他貿易取引	署名入りの請求書（Invoice） 原産地証明書（Certificate of Origin） 船荷証券（Bill of Lading） お取引の内容によって、商品、原産国、船積地域、仕向地等を確認できる書類の提出をお願いすることがございます。
生活費	ご送金人とお受取人との関係を確認できる資料
旅費・渡航費用・宿泊費用	ホテルの請求書 出張や旅行の行程が確認できる書類
医療費	医療費の請求書や入院、通院状況を確認できる資料
学費	授業料の明細（請求書等）や入学、在学状況を確認できる資料
家賃、管理費	家賃や管理費の明細（請求書等）
投資	投資先、投資内容が確認できる書類
不動産購入	売買契約書
出資金	出資に係る契約書および出資先、出資先の業種が確認できる書類
借入金、貸付金	借入（または貸付）に係る契約書

※ 上記の書類は例であり、お取引内容によっては重ねて他の資料のご提出をお願いする場合がございます。

※ ご不明な点がございましたら、窓口でおたずねください。

なお、弊行では、現金による外国送金はお取扱いしておりません。
ご依頼人またはお受取人ご自身の口座との振替取引のみお取扱いします。

（注 1）米国 OFAC 規制について

- ・ 米国財務省外国資産管理局 (OFAC) が執行する、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域・特定の個人団体などについて取引禁止や資産凍結の措置を講じる規制です。
- ・ OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、本邦内で当行がお取扱いする外国為替取引であっても、規制の対象となる場合があり、お客様のお取引が規制に該当した場合には、送金資金が凍結されるなどの支障が生じる可能性があります。
- ・ つきましては、以下のようなお取引は弊行ではお取扱いができませんので、お客さまにおかれましては、これらに該当しないことを十分にご確認のうえ、お取引のご依頼をいただきますようお願い申し上げます。
 1. 以下の①、②のいずれかに該当する、米ドル建のお取引
 - ①お取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、イラク、ベネズエラ、クリミア地域が含まれている場合
 - ②米国政府により特定されているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与する取引
 2. 米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ、以下に該当するお取引
米国金融機関（在米支店等の米国在住の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人、外国人を含む）が関与する取引